外貨定期預金規定集

2019年10月1日現在

Ⅰ．共　通　規　定

１．（通貨の種類等）

（１）　この預金の通貨の種類は、当金庫所定の種類に限定します。

（２）　この預金の取引金額等については当金庫所定の金額等によります。

（３）　国家の統合や国家間の条約により通貨が統合される場合および新しい貨幣単位がつくられ、旧貨幣単位との切替になる場合など、外国通貨の名称等が変更になる場合は、その都度、当金庫はこの預金の外国通貨の表示方法を変更するものとします。

（４）　この預金口座は、１口座につき１種類の外国通貨の預金を取扱うものとします。

２．（取扱日等）

（１）　この取引は、当金庫の窓口営業日にて、当金庫が定める取扱時間の範囲内で行います。

（２）　前記（１）の範囲内であっても、日本における外国為替市場が閉鎖されている場合にはお取扱いできません。

３．（取扱店の範囲）

この預金の預入れまたは払戻しは当店に限り取扱います。

４．（満期日）

この預金の満期日は預入日から預入期間を経過した後の応当日とし、応当日が当金庫の休日等の場合は次のとおりとします。また、自動継続型定期預金の場合の新満期日も、継続日ではなく、預入日を基準とした応当日とし、応当日が当金庫の休日等の場合は次のとおりとします。

（１）　応当日が土・日・祝日およびその他の当金庫の休日にあたる場合

応当日以降、土・日・祝日およびその他の当金庫の休日にあたらない最初の日（ただし、その日が翌月になる場合は応当日以前の土・日・祝日およびその他の当金庫の休日にあたらない最後の日）

（２）　応当日が暦にない場合

預入期間の最後の月の末日（ただし、応当日が土・日・祝日およびその他の当金庫の休日にあたる場合は、前記(1)と同様の取扱いとします。）

（３）　預入日が月末の場合

預入期間の最後の月の末日（ただし、応当日が土・日・祝日およびその他の当金庫の休日にあたる場合は、前記(1)と同様の取扱いとします。）

５．（預入者）

法人・個人の方に限定させていただきます。また、未成年の方等は原則として除かせ

ていただきます。

６．（届出事項の変更、証書の再発行等）

（１） 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２） 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

７．（成年後見人等の届出）

（１） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

（２） 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３） すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４） 前記(1)(2)(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５） 前記(1)(2)(3)(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

８．（印鑑照合等）

証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印章（または署名鑑）と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

９．（譲渡、質入れの禁止）

（１） この預金及び証書は、譲渡または質入れすることはできません。

（２） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１０．（反社会勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第１２条第２項①から⑤号、第３項②号ＡからＧおよび第③号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１２条第２項①から⑤号、第３項第②号ＡからＦまたは第３項③号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の預入れをお断りするものとします。

１１．（取引の制限等）

（１） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な

理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２） ３年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３） 日本国籍を保有せず在留期限ある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫所定の方法により届出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（４） 第１項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（５） 前４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

１２．（預金の解約、書替継続）

（１） この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。

（２） 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第９条第１項（譲渡・質入れの禁止）に違反した場合

③ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第１項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると

認められる場合

（３） 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。) に該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団員でなくなった時から５年を経過していない者

Ｄ．暴力団準構成員

Ｅ．暴力団関係企業

Ｆ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｇ．その他前記ＡからＦ号に準ずる者

③ 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

④ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫業務を妨害する行為

Ｅ．その他前記ＡからＤに準ずる行為

１２．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）　この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

（２）　前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。払戻請求書等に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、証書および通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前記②の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④前記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）　前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）　前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）　前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。だたし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１３．（差引計算等）

（１）　当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等の如何にかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

（２） 前記（１）の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当金庫所定の外国為替相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

１４．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

１５．（準拠法、裁判管轄権）

（１） 預金に関する預入れ、払戻し、解約等一切の取引は、日本の法律等に従ってお取扱します。

（２） この取引については日本における外国為替管理法規が適用されます。

（３） この預金に関して紛争が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とします。

１６．（規定の変更）

（１） この規定の各条項で規定する、金額、期間、手数料その他の条件は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２） 前項の変更は、公表の際に定める １ ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

Ⅱ．外貨定期預金規定

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（満期日の中途解約）

この預金は、原則として満期日前の中途解約はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および共通規定第１２条第２項の規定により解約する場合、金融情勢によっては当金庫所定の計算による清算金をいただきます。

３．（利息）

（１） この預金の利息は、証書表面記載の期間、利率および当金庫所定の付利単位によって計算します。満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

（２） 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および共通規定第１１条第２項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利

率によって計算し、この元金と共に支払います。

４．（外国為替予約）

（１） 預入後、米ドル、ユーロについては、この預金を満期解約する場合に適用する外国為替相場を確定するため外国為替予約（以下予約という）を締結することができます。予約の申し込みをするときは、当金庫所定の用紙に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。当金庫がその申込条件を応諾した場合は、スリップ（予約内容を記載した用紙）を交付します。また、米ドル、ユーロ以外の通貨の予約はできません。

（２） 当金庫との間で締結した予約の取り消し、変更はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて予約の取消、変更を行う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

（３） 予約の期日（この預金の満期日）には、予約実行のため、必ず証書及び前記(1) のスリップを提出してください。万一、同手続きが行われない場合も、当金庫にて予約相場により解約のうえ、元金と税引後利息の円貨代り金（元金のみ予約の場合、利息は税引後外貨額）をあらかじめ指定された口座に入金します。ただし、指定された口座がない場合は一時お預かりします。この場合、一時お預かりする同代り金には利息を付さないものとし、当金庫所定の手続きにより同代り金をお支払いします。

（４） 予約を他に譲渡したり、この預金以外の取引に使用することはできません。

５．（相場・手数料等）

（１） この預金の証書表面記載と異なる幣種にて支払う場合には、当金庫所定の外国為替相場により換算します。

（２） この預金について外貨現金による支払い請求があった場合でも、当金庫所定の外国為替相場により換算して当該外貨現金相当の円貨により支払うことがあります。

Ⅲ．外貨定期預金（個人向け外貨定期預金）規定

１．（預入者）

個人の方に限定させていただきます。

２．（自動継続）

満期日までに解約の手続きが行われない場合、満期日において自動的に同期間で継続します。

３．（預入れ）

この預金は当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額をもって当該外貨金額の預入とします。

４．（外国為替予約）

この預金に対する予約は締結できません。

５．（利息）

（１）　この預金の利息は、預入日（継続をした場合は継続日）から満期日の前日までの日数について証書表面記載利率（継続した場合は継続日における当金庫所定の利率）および当金庫所定の付利単位によって計算します。

この預金の利息はあらかじめ定められた方法により満期日に支払います。

（２）　この預金は満期日前の中途解約ができます。この場合、利息は預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

（３）　当金庫が共通規定第１２条第２項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

６．（相場・手数料等）

この預金の払戻しは、当金庫の所定の為替相場にて換算した円貨金額にてお支払します。

Ⅳ．外貨定期預金（自動継続型）規定

１．（自動継続）

満期日までに解約の手続きが行われない場合、満期日において自動的に同期間で継続します。

２．（満期日の中途解約）

この預金は、原則として満期日前の中途解約はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および共通規定第１２条第２項の規定により解約する場合、金融情勢によっては当金庫所定の計算による清算金をいただきます。

３．（利息）

（１）　この預金の利息は、預入日（継続をした場合は継続日）から満期日の前日までの日数について証書表面記載利率（継続した場合は継続日における当金庫所定の利率）および当金庫所定の付利単位によって計算します。

この預金の利息はあらかじめ定められた方法により満期日に支払います。

（２）　当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約に応じる場合および共通規定第１２条第２項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預

金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

４．（外国為替予約）

（１） 預入後、米ドル、ユーロについては、この預金を満期解約する場合に適用する外国為替相場を確定するため外国為替予約（以下予約という）を締結することができます。予約の申し込みをするときは、当金庫所定の用紙に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。当金庫がその申込条件を応諾した場合は、スリップ（予約内容を記載した用紙）を交付します。また、米ドル、ユーロ以外の通貨の予約はできません。

（２） 当金庫との間で締結した予約の取り消し、変更はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて予約の取消、変更を行う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

（３） 予約の期日（この預金の満期日）には、予約実行のため、必ず証書及び前記(1) のスリップを提出してください。万一、同手続きが行われない場合も、当金庫にて予約相場により解約のうえ、元金と税引後利息の円貨代り金（元金のみ予約の場合、利息は税引後外貨額）をあらかじめ指定された口座に入金します。ただし、指定された口座がない場合は一時お預かりします。この場合、一時お預かりする同代り金には利息を付さないものとし、当金庫所定の手続きにより同代り金をお支払いします。

（４） 予約を他に譲渡したり、この預金以外の取引に使用することはできません。

５．（相場・手数料等）

（１） この預金の証書表面記載と異なる幣種にて支払う場合には、当金庫所定の外国為替相場により換算します。

（２） この預金について外貨現金による支払い請求があった場合でも、当金庫所定の外国為替相場により換算して当該外貨現金相当の円貨により支払うことがあります。

Ⅴ．外貨定期預金（ＧＯ－Ｊ－ＵＳ外貨定期預金）規定

１．（自動継続）

満期日までに解約の手続きが行われない場合、満期日において自動的に同期間で継続します。

２．（預入れ）

この預金は当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額をもって当該外貨金額の預入とします。

３．（外国為替予約）

この預金に対する予約は締結できません。

４．（利息）

（１）　この預金の利息は、預入日（継続をした場合は継続日）から満期日の前日までの日数について証書表面記載利率（継続した場合は継続日における当金庫所定の利率）および当金庫所定の付利単位によって計算します。
この預金の利息はあらかじめ定められた方法により満期日に支払います。

（２）　この預金は満期日前の中途解約ができます。この場合、利息は預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

（３）　当金庫が共通規定第１２条第２項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

５．（相場・手数料等）
この預金の払戻しは、当金庫の所定の為替相場にて換算した円貨金額にてお支払します。

Ⅵ．外貨定期預金（金利型ゴージャス外貨定期預金）規定

１．（自動継続）
満期日までに解約の手続きが行われない場合、満期日において自動的に同期間で継続します。

２．（預入れ）
この預金は当金庫所定の為替相場にて換算した円貨金額をもって当該外貨金額の預入とします。

３．（外国為替予約）
この預金に対する予約は締結できません。

４．（利息）

（１）　この預金の利息は、預入日（継続をした場合は継続日）から満期日の前日までの日数について証書表面記載利率（継続した場合は継続日における当金庫所定の利率）および当金庫所定の付利単位によって計算します。
この預金の利息はあらかじめ定められた方法により満期日に支払います。

（２）　この預金は満期日前の中途解約ができます。この場合、利息は預入日（自動継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

（３）　当金庫が共通規定第１２条第２項の規定により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約

日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この元金と共に支払います。

５．（相場・手数料等）

この預金の払戻しは、当金庫の所定の為替相場にて換算した円貨金額にてお支払します。

以上